

介護保険電子請求(インターネット請求)に関するFAQ

項番	項目	質問	回答
1	請求関係	介護電子請求(インターネット請求)とは、どのような請求なのか。	<p>インターネット回線を利用する電子請求です。 (ISDN回線による請求方法と同様) なお、インターネット請求においては、事業所が直接請求する方法と、代理人が事業所に代わって請求を行う代理請求とがあります。 代理請求とは ①事業所から請求事務を委任された代理請求事業者等が請求を行う場合。 ②複数の事業所や支店を運営する法人等で、本店が複数の事業所分の請求をまとめて行う場合。 ③複数の事業所番号が指定されている事業所等で、複数の事業所番号分の請求をまとめて行う場合。 ④介護保険事業所と障害者総合支援事業所を運営している法人等で、双方の請求をまとめて行う場合。</p>
2	請求関係	介護電子請求(インターネット請求)にすると何が変わるのですか。	<p>運用面では 回線速度が上がるため、スムーズなデータの受渡しが行えます。 費用面では 運用費用の軽減が見込まれます。 なお、電子証明書発行手数料が別途必要になります。(項番8参照)</p>
3	請求関係	介護電子請求(インターネット請求)を考えていますが、いつから手続きができますか。	<p>介護給付費等の請求及び受領に関する届出は平成26年8月から受け付けます。 なお、電子請求開始は平成26年11月からとなります。 別紙1参照</p>

介護保険電子請求(インターネット請求)に関するFAQ

項番	項目	質問	回答
4	請求関係	介護電子請求(インターネット請求)を考えていますが、どのような手続きが必要ですか。	<p>インターネット請求開始の流れ 請求ソフト会社に確認し、インターネット請求に対応した請求ソフトを入手、インストールする ↓ 国保連合会へ介護給付費等の請求及び受領に関する届出(紙)を提出 ↓ 国保連合会から電子請求登録結果に関するお知らせを受領 ↓ 介護電子請求受付システムにて電子証明書の発行依頼を行う ↓ 電子証明書発行完了通知メールを受信 ↓ 介護電子請求受付システムにて電子証明書をダウンロードし、インストールする ↓ インターネット請求開始</p>
5	請求関係	介護電子請求(インターネット請求)の請求開始は平成26年11月1日からとのことですが、11月1日から開始しないとダメなのでしょうか。	<p>期限はありません。11月以降請求が可能になります。事業所の準備が整い次第、手続きしてください。 なお、開始直後は混雑することが予想されますので、様子を見て移行することをお勧めします。</p>
6	請求関係	従前の請求方法(ISDN、媒体等)は使用できなくなりますか。	<p>電子媒体による請求は、引き続き可能です。 ISDN回線での請求は、平成29年度末(平成30年3月末)まで可能です。 紙請求は、平成29年度末までに国保連合会へ届け出を行うことにより、可能となります。 なお、届出がない場合は、平成30年度以降、紙請求はできません。 対象となる事業所 ①一般のサービス事業所よりサービス請求件数が少ない事業所。 ②常勤の従事者がすべて高齢者(65歳以上)であるサービス事業所。</p>

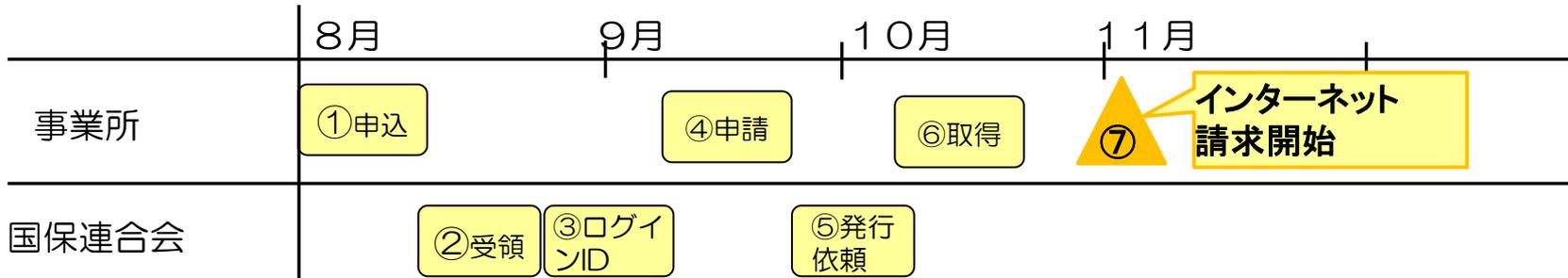
介護保険電子請求(インターネット請求)に関するFAQ

項番	項目	質問	回答
7	問合せ	介護電子請求(インターネット請求)に関する問合せはどこにすればよいのでしょうか。	<p>介護電子請求ヘルプデスクが、平成26年8月から開設されます。請求開始の手続きなどについては、ヘルプデスクへお問い合わせください。</p> <p>連絡先 03-3985-3277 FAX 03-3985-6643 050-3388-7065 電子メール mail-kaigo@e-seikyuu-help.jp</p> <p>また、8月以降、下記のアドレスから電子請求を開始するまでの準備作業を記載した資料「電子請求を始める前に」を入手できます。 電子請求受付システムのアドレス http://www.e-seikyuu.jp</p>
8	費用	介護電子請求(インターネット請求)を開始する場合、どのような経費がかかりますか。	<p>請求ソフト、インターネット回線使用料のほかに、電子証明書(有効期間3年)の発行手数料が必要となります。なお、発行手数料は、介護給付費と相殺します。 介護保険証明書 13,200円 介護・障害共通証明書 13,900円 ※ 代理請求の場合は代理人へ御確認ください。</p>
9	セキュリティ	セキュリティ対策はどうですか。	<p>情報漏洩、不正侵入等を防ぐため、SSL暗号化等の対策を施しています。</p>
10	ソフトウェア	介護電子請求(インターネット請求)は古いバージョンでも使用できますか	<p>使用できません。対応したソフトウェアが必要になります。</p>

別紙 1

請求媒体区分変更スケジュール例

事業所がインターネット請求の申し込みを8月に行った場合



- ① 事業所は「介護給付費等の請求及び受領に関する届」若しくは「電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる請求に関する届」を国保連合会に郵送で申し込む。
- ② 国保連合会は「介護給付費等の請求及び受領に関する届」若しくは「電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる請求に関する届」を受領後、事業所台帳、伝送利用者登録を行う。
- ③ 国保連合会は「電子請求登録結果に関するお知らせ」を事業所に郵送する。
- ④ 事業所は「電子請求登録結果に関するお知らせ」をもとに電子証明書を申請する。
- ⑤ 国保連合会は電子証明書発行申請内容の審査、手数料の入金確認(手数料が振込の場合)を行い、電子請求受付システムで専用認証局に向けて発行依頼処理を行う。
- ⑥ 事業所は電子証明書をダウンロード／インストールを行う。
- ⑦ 11月1日よりインターネット請求開始。